

説明誤りについて

1	日本年金機構のケース		1
2	市区町村のケース		7
3	委託事業者(市場化テスト事業者・コールセンター等)のケース		9

※ 本資料の事例は、実際にあった事例を参考にするなどしながら作成している。

1 日本年金機構のケース

(1) 典型的な事例について

○ 後納制度の納期限の説明誤り（後納する機会の逸失による年金の減額）

（内容）

- ・ 後納制度においては、過去10年以内かつ平成27年9月30日までに後納保険料を納付することができる。
- ・ 被保険者は、平成24年8月に年金事務所へ訪問した際、平成14年度の未納期間にかかる後納保険料の納期限を相談した（後納制度は平成24年10月1日より開始）
- ・ 年金事務所は、「後納保険料は、平成27年9月30日までに納付すれば問題ありません。」との回答を行ったが、後納保険料は過去10年以内に納付する必要があるため、平成14年度分については制度開始後すぐに手続きするよう説明すべきであった。
- ・ 被保険者は、翌年、後納保険料を納付するため年金事務所を訪問したが、後納保険料を納付できる期間である過去10年を過ぎており、後納保険料は納付できないとの説明を受けた。
その後、被保険者からの聞き取り及び年金事務所において事実関係を確認した結果、年金事務所において誤って納期限を説明したことが判明した。
- ・ 被保険者は、年金事務所の誤った説明により、納期限（10年）を経過した後納保険料を納付することができなくなった。この結果、被保険者の将来の年金が減額となる。

（想定されるケース）

（A） 相談受付票や職員への事実関係を確認した書類が存在するケース

⇒ 説明誤りがあったことが特定できる場合、特定事由に該当するのではないか。

（B） 相談受付票や職員への事実関係を確認した書類が存在しないケース

- ・ 応対した事跡（日付や回答内容）が確認できない。

⇒ これらの場合、どのような証拠（相談した事跡があるだけで良い等）があれば、説明誤りの存在を確認できるのか、検討を要する。

(考えられる証拠の例)

《日本年金機構が保有する書類》

- ◆ 相談受付票
- ◆ 職員のメモ
- ◆ 年金事務所の協議書（顛末書）
- ◆ 事件・事故・事務処理誤り報告

《本人が保有する書類》

- ◆ 本人のメモ・職員が本人へ手渡したメモ
- ◆ 録音テープ

(2) その他の具体的な事例について

ア 合算対象期間の説明誤り（任意加入する機会の逸失による年金の受給開始の遅延）

(内容)

- ・ 被保険者は、年金の増額や受給資格期間（25年）を満たすため、60歳から65歳未満の期間について任意で国民年金に加入することができる（高齡任意加入）。また、65歳の時点で受給資格期間（25年）を満たしていない場合に限り、70歳までの期間について任意で国民年金に加入することができる（特例高齡任意加入）。
- ・ 被保険者（60歳）は、年金相談のため年金事務所へ訪問した際、受給資格期間（25年）を満たしていない旨の説明を受けた。その際に、被保険者が、過去に専門学校に在籍していたことを告げたところ、職員Aからは「卒業証明書等があれば合算対象期間（※1）となる」との説明を受けた。
- ・ 被保険者は、再度、卒業証明書を持参のうえ年金事務所へ訪問した際、職員Bからも「専門学校の在籍期間は合算対象期間となる」との説明を受け、併せて年金見込額の交付を受けた。
- ・ 被保険者は、年金受給年齢（65歳）になったため、年金事務所で年金請求の手続きを行ったが、職員Cより「昭和61年3月以前に専門学校に在籍していた期間は合算対象期間とはならない（※2）ため、受給資格期間（25年）を満たしていない」旨の説明を受けた。
- ・ 被保険者は、年金事務所の誤った説明により、高齡任意加入する機会を逸失し、65歳までに受給資格期間（25年）を満たすことができなかった。その後、被保険者は、65歳以降に特例高齡任意加入の申出を行い、受給資格期間（25年）を満たすことで年金の受給が可能となった。
- ・ 年金事務所が、正しい説明を行っていれば、被保険者は高齡任意加入の申出を行い、65歳までに受給資格期間（25年）を満たすことができたと推測できる。
- ・ 被保険者は、年金事務所の誤った説明により、年金の受給開始が遅れた。この結果、受け取る年金の総額が減額となる。

(論点)

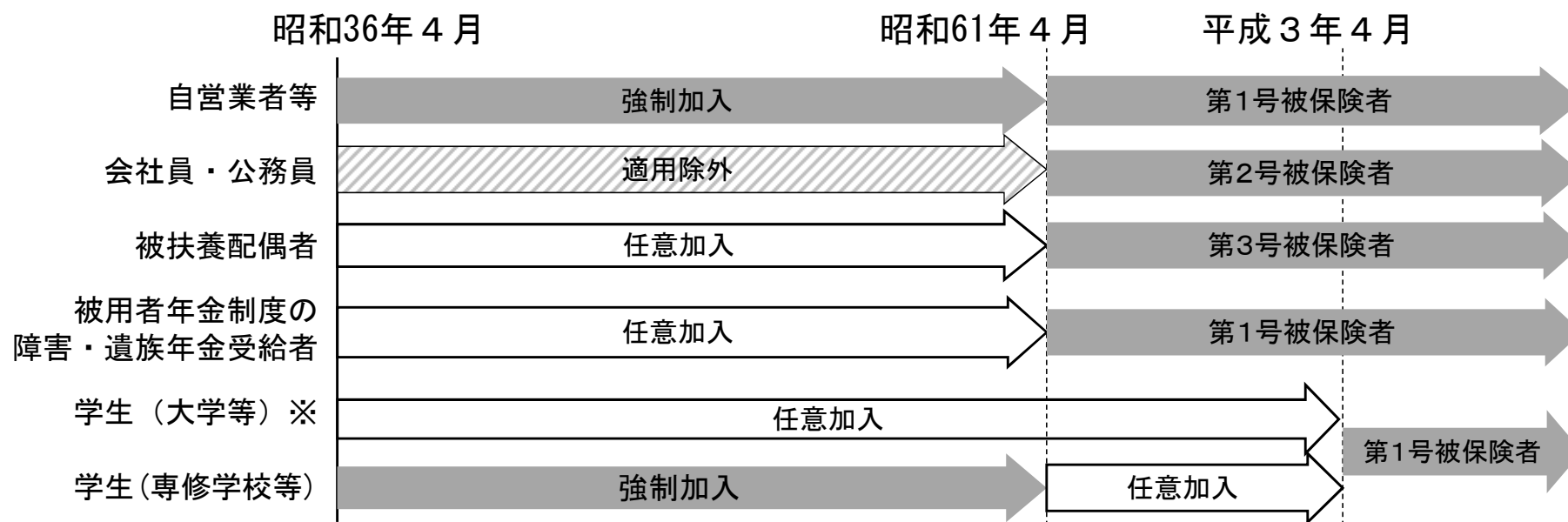
- ① 説明誤りがなかったとしても、実際に高齡任意加入していたかどうかは明確でないことをどう考えるか。
- ② 特例高齡任意加入したことによって年金受給権を得た場合、特定事由が認められて高齡任意加入したとしてもメリットがない場合もあることをどう考えるか。
- ③ 特定事由が認められ、定額保険料に400円上乗せする付加保険料を希望する場合は、認めるべきか。

※1 合算対象期間とは、主に任意加入被保険者として加入することができた期間のうち任意加入しなかった20歳から60歳未満の期間をいい、保険料納付済期間及び保険料免除期間と合算して25年以上ある場合、老齢基礎年金を受給することができる。

※2 専門学校の学生であった期間については、昭和61年3月以前は強制加入であったが、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は適用除外（任意加入）となった。（平成3年4月以降は、学生は強制適用となった。）

よって、昭和61年3月以前の専門学校に在籍していた期間は合算対象期間とならない。

（参考）国民年金の適用の推移



※ 昭和61年3月以前は、「学生」の範囲は、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及びこれらに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するものに通う生徒又は学生（夜間、通信制、定時制課程等を除く。）とされていた。昭和61年4月からは、専修学校（夜間、通信制、定時制課程等を除く。）が追加された。

イ 免除申請の説明誤り（免除申請する機会の逸失による年金の減額）

（内容）

- ・ 被保険者は、平成22年12月31日に会社を退職して国民年金に加入する際に、雇用保険被保険者離職票（退職した証明書）を添付のうえ、年金事務所へ免除申請書（平成23年1月から平成23年6月）を提出した。
- ・ 年金事務所は、免除申請書を受け付ける際、全額免除が承認された場合は、翌年度の免除（平成23年7月から平成24年6月）について継続して日本年金機構で審査を行うため、本人の手続きは不要であること、また、納付書が届いても納付しないようにとの説明を行った。
- ・ 平成17年7月以降、前年の所得額が免除承認基準内であって全額免除が認められ、本人の希望がある場合は、翌年度の免除は継続して日本年金機構で審査を行っている。しかしながら、失業による免除（以下「特例免除」という。）の申請で全額免除が認められている場合については、翌年度に改めて本人の申請が必要となる。
- ・ 平成24年7月下旬、被保険者は、年金事務所から特別催告状（※）が送付されたため、問合せを行ったところ、日本年金機構において継続して免除の審査は行っておらず、平成23年7月から平成24年6月については、改めて免除の申請が必要であったとの説明を受けた。

また、特例免除の申請期限は離職日の属する年度（平成22年度）及び翌年度（平成23年度）に限られていたことから、平成24年4月以降に免除を申請した場合は特例免除は認められず、通常の免除申請となり全額免除が認められないことが判明した。

（なお、平成26年4月以降については、退職した日の属する月の翌々年の6月まで特例免除の申請が可能となり、申請時期の違いによって特例免除の取扱いが相違する問題は解消されている。）

- ・ 被保険者は、年金事務所の誤った説明により特例免除の申請ができなかった結果、将来の年金が減額となる。

※ 特別催告状とは、長期間、国民年金保険料の納付がない方や免除申請のない方などを対象に、年金事務所から発送する催告状のことをいう。

（論点）

- ① このようなケースについて、説明誤りがあったことが特定できる場合は、特定事由に該当するのではないか。
- ② 特定事由が認められ、通常の免除及び特例免除のいずれの申請においても、全額免除以外の一部免除を希望する場合は、認めるべきか。

ウ 納期限の説明誤り（納付する機会の逸失による年金の減額）

（内容）

- ・ 被保険者は、未納期間（過去２年以内の時効消滅していない期間）及び後納保険料の納付対象期間について、一括での納付が困難なため、保険料の納付順について年金事務所で相談を行った。
- ・ 年金事務所は、保険料の納付順及び納期限についてメモを書きながら説明し、被保険者へメモを手渡した。
- ・ 被保険者は、数か月後、年金事務所で年金相談を行ったが、その際、一部免除の未納期間がすでに保険料を徴収する権利が時効により消滅しているとの説明を受けた。
その際、本人が所持していた職員が記載したメモの内容から、年金事務所が納期限を誤って説明していたことが判明した。
- ・ 被保険者は、一部免除の未納期間について納付書を使用して納期限（翌月末）から２年以内に保険料を納付しなければならない。
- ・ 被保険者は、年金事務所の誤った説明により、本来納付できた月分の保険料を納付することができなくなった。この結果、将来の年金が減額となる。

（論点）

- 被保険者が所持している納付書には正しい使用期限が記載されている（本人にも一定の過失がある）点をどのように考慮すべきか。

2 市区町村のケース

(1) 典型的な事例について

○ 付加保険料の納期限に係る説明誤り（納付する機会の逸失による付加年金の減額）

（内容）

- ・ 被保険者は、市区町村の窓口で付加保険料納付申出書を提出した。その際、付加保険料について「すぐに納付することができない」旨を市区町村の職員に伝えた。
- ・ 市区町村は、被保険者へ「付加保険料を3ヶ月後に納付しても問題ない」と誤った説明を行った。
（付加保険料は、平成26年3月以前は翌月末までに納付しなければならなかったが、平成26年4月以降は定額保険料と同様に2年間納付することができる。）
- ・ 被保険者は、付加保険料の納期限が翌月末であることについて、後日送付された納付書及び同封の納付案内で確認できる機会があった。
- ・ 年金事務所は、付加保険料が納期限経過後に納付されたため、被保険者へ国民年金付加保険料非該当通知書を送付した。
- ・ 被保険者は、市区町村の誤った説明により、国民年金法で定められた期限までに付加保険料を納付することができなかった。
この結果、将来の付加年金が減額となる。

（想定されるケース）

（A） 市区町村の相談受付票や顛末書が存在するケース

⇒ 説明誤りがあったことが特定できる場合、特定事由に該当するか。

（B） 市区町村の相談受付票や顛末書が存在しないケース

- ・ 窓口対応した事跡（日付や回答内容）が確認できない。

⇒ これらの場合、どのような証拠（相談した事跡があるだけで良い等）があれば、説明誤りの存在を確認できるのか、検討を要する。

（論点）

- 送付された納付書及び同封の納付案内に正しい納期限が記載されている点（本人にも一定の過失がある点）をどのように考慮すべきか。

(2) その他の具体的な事例について

○ 免除の説明誤り（免除申請の機会の逸失による年金の減額）

（内容）

- ・ 被保険者は、約10年前、市区町村の窓口で国民年金の加入手続きと併せて免除申請の手続きについて相談した。
- ・ 市区町村に、「前年の所得額が免除承認基準を超えているため、免除に該当しない。免除申請書を提出しても却下されるため意味がない。」と説明を受け、免除申請書は提出しなかった。
- ・ 被保険者は、免除にならないと説明を受けたことから、国民年金資格取得届も提出しなかったため、約10年間、国民年金に未加入の状態であった。
- ・ 被保険者は、約10年後、年金の未加入を解消するため、市区町村の窓口で国民年金資格取得届及び国民年金保険料免除申請書を提出したところ、過去2年間は遡及して全額免除が承認されたが、3年以上前の期間については、すでに保険料の徴収する権利が時効により消滅していることから、保険料の納付や免除申請を行うことができなかった。
- ・ 被保険者は、10年以上前から所得状況に変化はないことから、約10年前の所得額が免除承認基準を超えているという市区町村の説明は、誤っていたはずと申し出た。
- ・ （被保険者の申出によれば、）被保険者は、市区町村の誤った説明により、免除の申請をしなかった。この結果、将来の年金が減額となる。

（論点）

- ① このようなケースについて、説明誤りがあったことが特定できる場合は、特定事由に該当するのではないか。
- ② 特定事由が認められた場合に、全額免除以外の一部免除を希望する場合は、認めるべきか。
- ③ 以下のような場合に、どのような証拠があれば説明誤りの存在が確認できるのか検討を要する。
 - ・ 過去5年以上前の所得等を市町村で確認できない。
 - ・ 市町村には文書、メモなどの物的証拠がない。

3 委託事業者(市場化テスト事業者・コールセンター等)のケース

・典型的な事例について

○ 付加保険料の納期限に係る説明誤り（納付する機会の逸失による付加年金の減額）

（内容）

- ・ 被保険者は、付加保険料を世帯主の口座で納付していたが、世帯主が死亡したため口座を閉鎖した。これに伴い、今後の国民年金保険料及び付加保険料の納付方法について、日本年金機構が電話相談業務を委託しているコールセンターへ問合せを行った。
- ・ コールセンターは、新たに口座振替納付（変更）申出書の提出が必要であること、当月末に口座振替予定であった前月分の保険料は口座振替とならないため、後日、日本年金機構から送付される納付書を使用して納付することを説明し、他に手続きはない旨説明した。しかしながら、前月分の付加保険料は当月末が納期限であることから、すぐに納付書を発行してもらうために年金事務所へ連絡する必要がある旨を説明するべきであった。
（付加保険料は、平成26年3月以前は翌月末までに納付しなければならなかったが、平成26年4月以降は定額保険料と同様に2年間納付することができる。）
- ・ 被保険者は、後日、送付された納付書が定額保険料の金額のみであったことから、年金事務所へ問合せを行ったところ、納期限が経過しているため付加保険料は納付できないとの説明を受けた。
- ・ 被保険者は、付加保険料の納付を申し出た際、納期限が翌月末であることの説明は受けていたが、後日送付される納付書で納付すれば良いというコールセンターの説明を信用していた。
- ・ 被保険者は、コールセンターの誤った説明により、国民年金法で定められた期限までに付加保険料を納付することができなかった。この結果、将来の付加年金が減額となる。

（想定されるケース）

（Ａ） 相談処理票が存在するケース

⇒ 説明誤りがあったことが特定できる場合、特定事由に該当するのではないか。

（Ｂ） 相談処理票が存在しないケース

⇒ これらの場合、どのような証拠（相談した事跡があるだけで良い等）があれば、説明誤りの存在を確認できるのか、検討を要する。